そこが聞きたい!! 一般質問

一般質問のようすは、インターネット録画配信をしています。また、議員名の横の2次元コードから、該当議員の動画へアクセスできます(パソコンやスマートフォンで視聴できます。閲覧可能期間は1年間です)。

一般質問は、議員が市政全般について、自由なテーマで市長に質問・政策提言を行うもので、市民の声を市政に届けるものです。12月定例会では、18名の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問と答弁の一部をご紹介します。なお、質問の内容は、質問した議員が作成しています。【インターネット録画配信もご覧ください】

プレミアム付商品券は全申込者に販売できたのでは

金子　広和（創造）

その他のテーマ
- ▶商品券の発券・販売と取扱店
- ▶商品券は消費喚起の起爆剤か
- ▶市議会議員選挙と狭山市選管

◆申込者全員が購入できる販売方法を

プレミアム付商品券の申込み枚数が26,447通なら、販売は50,000セットなので、申し込み１通に対し１セットの販売ができたと考えられるが、申込者全員に公平な販売となったのか。

市長 抽選方式で販売する限り、購入希望者全員に販売することは困難。厳正な抽選が行われ、事業の趣旨である市内の消費拡大や経済の活性化につながったものと認識しているが、キャンセルで販売できなかった分については、子育て世帯や高齢者世帯などへ販売する工夫が必要だったと感じている。

◆公平公正な選挙

狭山市選挙管理委員会は、被選挙権と同様に、選挙権に対しても3か月の居住要件を確認しなければ、公平公正な選挙が実現しないのでは。

選挙管理委員長 市民課などと連携し適正な選挙人名簿の調製を図っている。公職選挙法第24条に、選挙人名簿への異議申し出の制度があるので、提出された際には、適正に対処し、公平公正な選挙が行われるよう努める。

狭山市農業の振興のために

千葉　良秋（創政会）

その他のテーマ
- ▶河川災害の情報連携
- ▶防災無線の相互通信
- ▶スポーツの魅力発信

◆後継者育成のための支援

技術的支援や機械購入費補助などの金銭的支援は。

環境経済部長 技術的支援は４Ｈクラブ員(若手農業後継者の団体)を対象に、川越農林振興センターの協力を得ながら栽培技術講習会などを実施。金銭的支援は、４Ｈクラブと農業青年会議所の活動に農業振興団体育成補助金を交付するとともに、意欲のある農業後継者に機械購入などを支援して、元気な農業の実現に努めている。今後も、主力農作物のほか、消費者のニーズをとらえた新しい農産物の生産に取り組む農業後継者の農作業の効率化や生産性の向上を図るための機械購入を支援し、産地間競争に負けない強い農業を育成していきたい。

かんがい施設ポンプ小屋と圧力タンク

◆農業の生産性向上

畑地かんがい設備の維持・更新は、野菜栽培の生命線。その支援は。

環境経済部長 井戸ポンプ施設と圧力タンクの改修工事に国の補助事業を活用できるよう、年間２か所ずつ事業採択を目指していく。

地域における福祉の総合相談支援体制を

三浦　和也（創政会）

その他のテーマ
- ▶航空祭をみんなで盛り上げる
- ▶不法投棄監視活動
- ▶市道整備(幹15号線ほか)

◆地域における福祉の総合相談支援体制を

現場の地域包括支援センターが、地域における総合相談支援の必要性を訴えている理由は。そのことを含め、地域における総合相談支援の体制づくりを、市はどう考えるのか。

長寿健康部長 地域包括支援センターの圏域を分割化し増設を予定しているが、急速な高齢化と多様化するニーズへの対応に、業務量の増大化は変わらないと思われるため。身近な地域での総合相談支援の体制づくりは、国の動向も注視しながら、ほかの公共機関の活用を含め検討する必要があると考える。

◆不法投棄監視員の今後は

不法投棄監視活動の成果と、監視員の今後は。

環境経済部長 監視活動や河川敷整備など、不法投棄がされにくい環境ができ、回収した不法投棄物は、15年度の年間13万1,230kgから、26年度の３万460kgへと減少。監視員は、事業を見直す中、本年度末の任期満了後は委嘱しない方向で検討しているが、自治会や市民の協力を得ながら、不法投棄物を迅速に回収できる体制を維持していきたい。

生活困窮者の方へ負担の軽減と医療の確保を

大沢　えみ子(日本共産党)

その他のテーマ
- ▶国保税と一部負担金の減免
- ▶無料低額診療制度の周知
- ▶学童保育の時間延長を

◆国民健康保険税の減免

生活が大変な方には国保税と一部負担金の減免を行ってほしいが、対象となる基準は。

長寿健康部長 国保税は、「その年の所得が著しく減少し、かつ担税力がないとき」「生活保護を受給」「天災等により所得が皆無またはこれに準ずる」の３項目が減免基準。また、一部負担金は「災害により死亡し、心身に著しい障害を受け、または資産の重大な損害を受けたとき」「干ばつ、冷害などによる不作」「事業の休廃止等により著しく収入が減少」「医療費が多額で、生活および一部負担金の支払いが困難」など７項目あり、いずれの場合も、生活保護法による生活扶助、住宅扶助、教育扶助の合計額以下の収入であり、一部負担金全額を免除するもの。

◆「無料低額診療制度」の周知を

医療費の支払いに困ったとき、当面の医療を受けられる「無料低額診療制度」を周知してほしいが考えは。

福祉こども部長 福祉事務所と社会福祉協議会の双方で、生活困窮者などから相談があった際に、必要に応じて個別に周知しており、今後も同様に対応したい。

医療費に困った時はご利用ください

ここに掲載していない一般質問の質問と答弁の概要は、ホームページでご覧いただけます。ホームページをご覧になれない方には、ＦＡＸまたは郵送でお届けしますので、議会事務局にご連絡ください。☎04-2953-1111 内線3313